

ひたちなか市公共交通活性化協議会規約

(目的)

第1条 ひたちなか市公共交通活性化協議会（以下「協議会」という。）は、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号。以下「法」という。）第6条第1項に規定する地域公共交通計画（以下「交通計画」という。）及び法第23条第1項に規定する鉄道事業再構築実施計画（以下「再構築実施計画」という。）の作成及び実施に関し必要な協議を行い、市の公共交通施策を総合的に推進するため設置する。

(事務所)

第2条 協議会は、事務所を茨城県ひたちなか市東石川2丁目10番1号に置く。

(事業)

第3条 協議会は、第1条の目的を達成するため、次の業務を行う。

- (1) 交通計画及び再構築実施計画の策定及び変更の協議に関すること
- (2) 交通計画及び再構築実施計画の実施に係る連絡調整に関すること
- (3) 交通計画及び再構築実施計画に位置づけられた事業の実施に関すること
- (4) 前3号に掲げるもののほか、地域公共交通の確保・維持・改善その他市の公共交通の活性化施策を推進するために必要なこと

(組織)

第4条 協議会は、別表第1に掲げる委員をもって組織する。

- 2 協議会は、前項に定める者のほか、交通政策に関する専門的な知識を有する者として、別表第2に掲げるオブザーバーを置く。

(任期)

第5条 委員の任期は、委嘱の日から当該委嘱の日の属する会計年度の翌年度の3月末日までの期間とし、再任を妨げない。ただし、役職により委員となっている者がその役職を退いたときは、委員の職を辞任したものとみなす。

- 2 補欠により委嘱された委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(協議会の役員)

第6条 協議会に会長及び副会長2人を置く。

- 2 会長は、ひたちなか市長をもって充てる。
- 3 副会長は、前条に定める委員の中から互選により選任する。

(協議会の役員の職務)

第7条 会長は、協議会を代表し、その会務を総理する。

- 2 副会長は、会長を補佐して協議会の業務を掌理し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、会長の職務を代理する。

(会議)

第8条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が召集し、会長が議長となる。

2 会議は、委員の過半数の出席をもって成立とする。

3 会長が認めた場合は、オンラインでの会議参加も出席とみなす。ただし、この場合においては、委員の自宅の一室又は勤務先の会議室等、委員以外の第三者が存在しない場所で出席するものとする。

4 委員は、やむを得ず会議を欠席する場合は、あらかじめ会長に申し出ることにより、その属する組織又は団体から代理の者を出席させることができる。ただし、この場合において、委員は当該代理の者に対し、欠席する委員の権限について委任状により委任を行うものとする。

5 会議の議決方法は多数決とし、可否同数のときは議長の決するところによる。

6 会議は原則として公開とする。ただし、会議を公開することにより公正かつ円滑な議事運営に支障が生じると認められる協議については、非公開で行うものとする。

7 会長は、緊急その他やむを得ない事情により会議を開催することができないと認めるときは、書面協議により、議事を決することができる。

8 協議会は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対して、資料を提出させ、又は会議への出席を依頼し、助言等を求めることができる。

9 前各項に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(協議結果の尊重義務)

第9条 協議会で協議が整った事項については、協議会の構成員はその協議結果を尊重しなければならない。

(地域公共交通検討部会)

第10条 道路運送法（昭和26年法律第183号）の規定に基づき、地域における需要に応じた住民の生活に必要な旅客輸送の確保その他旅客の利便の増進を図り、地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要な事項の協議を行うため、道路運送法施行規則（昭和26年運輸省令第75号）第4条第2項に定める地域公共交通会議の機能を付与した組織として、協議会に地域公共交通検討部会（以下「交通部会」という。）を置く。

(交通部会の組織)

第11条 交通部会の委員は、協議会の委員のうち、別表第3に掲げる委員をもって組織する。

(交通部会の役員)

第12条 交通部会に交通部会長及び交通副部会長を置く。

2 交通部会長は、会長が指名する者をもって充てる。

3 交通副部会長は、前条に定める交通部会の委員の中から互選により選任する。

(交通部会の役員の職務)

第13条 交通部会長は、交通部会を代表し、その会務を総理する。

2 交通副部会長は、交通部会長を補佐して交通部会の業務を掌理し、交通部会長に事故があると

き又は交通部会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(交通部会の会議)

第14条 交通部会の会議（以下「交通部会会議」という。）は、会長が召集し、交通部会長が議長となる。

2 交通部会会議は、委員の過半数の出席をもって成立とする。

3 会長が認めた場合は、オンラインでの交通部会会議参加も出席とみなす。ただし、この場合においては、委員の自宅の一室又は勤務先の会議室等、委員以外の第三者が存在しない場所で出席するものとする。

4 交通部会の委員は、やむを得ず会議を欠席する場合は、あらかじめ会長に申し出ることにより、その属する組織又は団体から代理の者を出席させることができる。ただし、この場合において、委員は当該代理の者に対し、欠席する委員の権限について委任状により委任を行うものとする。

5 会議の議決方法は多数決とし、可否同数のときは議長の決するところによる。

6 交通部会会議は原則として公開とする。ただし、交通部会会議を公開することにより公正かつ円滑な議事運営に支障が生じると認められる協議については、非公開で行なうものとする。

7 会長は、緊急その他やむを得ない事情により会議を開催することができないと認めるときは、書面協議により、議事を決することができる。

8 交通部会会議は、必要があると認めるときは、交通部会の委員以外の者に対して、資料を提出させ、又は交通部会会議への出席を依頼し、助言等を求めることができる。

9 前各項に定めるもののほか、交通部会会議の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(協議結果の報告)

第15条 交通部会長は、交通部会会議で協議が整った事項について、直近の協議会において報告するものとする。

(運賃料金検討部会)

第16条 道路運送法第9条第4項の規定に基づき、旅客輸送に係る運賃及び料金を協議するため、運賃料金検討部会（以下「運賃料金部会」という。）をおく。

(運賃料金部会の委員)

第17条 運賃料金部会の委員は、別表第4に掲げるとおりとする。

(運賃料金部会の役員)

第18条 運賃料金部会に運賃料金部会長及び運賃料金副部会長を置く。

2 運賃料金部会長は、会長が指名する者をもって充てる。

3 運賃料金副部会長は、前条に定める運賃料金部会の委員の中から互選により選任する。

(運賃料金部会の役員の職務)

第19条 運賃料金部会長は、運賃料金部会を代表し、その会務を総理する。

2 運賃料金副部会長は、運賃料金部会長を補佐して運賃料金部会の業務を掌理し、運賃料金部会

長に事故があるとき又は運賃料金部会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(運賃料金部会の会議)

第20条 運賃料金部会の会議（以下「運賃料金部会会議」という。）は、会長が召集し、運賃料金部会長が議長となる。

- 2 運賃料金部会会議は、委員の過半数の出席をもって成立とする。
- 3 会長が認めた場合は、オンラインでの運賃料金部会参加も出席とみなす。ただし、この場合においては、委員の自宅の一室又は勤務先の会議室等、委員以外の第三者が存在しない場所で出席するものとする。
- 4 運賃料金部会の委員は、やむを得ず会議を欠席する場合は、あらかじめ会長に申し出ることにより、その属する組織又は団体から代理の者を出席させることができる。ただし、この場合において、委員は当該代理の者に対し、欠席する委員の権限について委任状により委任を行うものとする。
- 5 会議の議決方法は多数決とし、可否同数のときは議長の決するところによる。
- 6 運賃料金部会会議は原則として公開とする。ただし、運賃料金部会会議を公開することにより公正かつ円滑な議事運営に支障が生じると認められる協議については、非公開で行なうものとする。
- 7 会長は、緊急その他やむを得ない事情により会議を開催することができないと認めるときは、書面協議により、議事を決することができる。
- 8 運賃料金部会会議は、必要があると認めるときは、運賃料金部会の委員以外の者に対して、資料を提出させ、又は運賃料金部会会議への出席を依頼し、助言等を求めることができる。
- 9 前各項に定めるもののほか、運賃料金部会会議の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(協議結果の報告)

第21条 運賃料金部会長は、運賃料金部会会議で協議が整った事項について、直近の協議会において報告するものとする。

(幹事会)

第22条 協議会に提案する事項について、協議又は調整をするため、必要に応じ協議会に幹事会を置くことができる。

- 2 幹事会の組織、運営その他必要な事項は、会長が別に定める。

(分科会)

第23条 第3条各号に掲げる事項について専門的な調査、検討を行うため、必要に応じ協議会に分科会を置くことができる。

- 2 分科会の組織、運営その他必要な事項は、会長が別に定める。

(事務局)

第24条 協議会の業務を処理するため、ひたちなか市企画部企画調整課に事務局を置く。

- 2 事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(財産の移管)

第25条 協議会は、国等の補助等を受けて実施する事業（以下「補助事業」という。）により取得した財産について、あらかじめ補助事業の開始前に、当該財産の管理を行う者及び補助事業に要する費用の負担を行う者と協議して定めるところにより、当該財産の管理を行う者に移管するものとする。

(監査)

第26条 協議会に監査委員を2名置く。

2 協議会の出納監査は、会長が別に定めて委嘱する監査委員によって行う。

3 監査委員は、監査の結果を会長に報告しなければならない。

(財務に関する事項)

第27条 協議会の予算編成、現金の出納その他財務に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(報酬及び費用弁償)

第28条 協議会、交通部会又は運賃料金部会の委員は、会議に出席した際は、報酬及び費用弁償を受けることができる。ただし、同会議にオンラインで参加した場合は、同会議への出席に係る報酬のみを受けることができる。

2 委員の報酬及び費用弁償は、別表第5のとおりとする。

(協議会が解散した場合の措置)

第29条 協議会が解散した場合には、協議会の収支は、解散の日をもって打ち切り、会長であった者がこれを決算する。

(委任)

第30条 この規約に定めるもののほか、協議会の事務の運営上必要な細則は、会長が別に定める。

附 則

この規約は、平成20年3月27日から施行する。

附 則

この規約は、平成20年5月26日から施行する。

附 則

この規約は、制定の日から施行し、平成21年4月1日から適用する。

附 則

この規約は、平成23年6月30日から施行する。

附 則

この規約は、平成24年3月26日から施行する。

附 則

この規約は、平成24年6月22日から施行する。

附 則

この規約は、平成 27 年 6 月 23 日から施行する。

附 則

この規約は、平成 29 年 7 月 31 日から施行する。

附 則

この規約は、令和 6 年 4 月 17 日から施行する。

附 則

この規約は、令和 6 年 10 月 30 日から施行する。

別表第1（第4条関係）

協議会の委員は、次表に掲げる組織又は団体等を代表する者若しくはその指名する者のうちから、会長が委嘱する。

区分		組織・団体等名称
行政関係		ひたちなか市
		茨城県
		国土交通省関東運輸局茨城運輸支局
公共交通事業者		ひたちなか海浜鉄道株式会社
		東日本旅客鉄道株式会社勝田駅
		茨城交通株式会社
		株式会社さくら交通
公共交通事業者の組織する団体		茨城県バス協会
		茨城県ハイヤー・タクシー協会
		茨城県ハイヤー・タクシー協会常陸那珂部会
公安関係		ひたちなか警察署
公共交通利用者	自治会・市民団体等	ひたちなか市自治会連合会
		NPO法人 未来ネットワークひたちなか・ま
		NPO法人 生活支援ネットワークこもれば
		ひたちなか市PTA連絡協議会
		ひたちなか市交通安全父母の会連合会
		おらが湊鐵道応援団
	学校	茨城県立那珂湊高等学校
		茨城県立勝田高等学校
	世代代表	ひたちなか青年会議所
		ひたちなか市高齢者クラブ連合会
	福祉・病院関係	ひたちなか市社会福祉協議会
		ひたちなか市連合民生委員児童委員協議会
		ひたちなか市心身障害者連絡協議会
		ひたちなか市医師会
	商工観光関係・事業所	ひたちなか商工会議所
		表町通り商店街活性化連絡協議会
		なかみなとホームシール会
		ひたちなか市観光協会
		日立製作所
運転者が組織する団体		茨城交通労働組合
学識経験者		茨城大学
その他会長が必要と認める者		

別表第2（第4条関係）

協議会のオブザーバーは、次表に掲げる組織又は団体等を代表する者若しくはその指名する者とする。

区分	組織・団体等名称
行政関係	国土交通省関東運輸局

別表第3（第11条関係）

交通部会の委員は、次表に掲げる組織又は団体等を代表する者若しくはその指名する者のうちから、会長が委嘱する。

区分		組織・団体等名称
行政関係		ひたちなか市
		茨城県
		国土交通省関東運輸局茨城運輸支局
公共交通事業者		茨城交通株式会社
		株式会社さくら交通
公共交通事業者の組織する団体		茨城県バス協会
		茨城県ハイヤー・タクシー協会
		茨城県ハイヤー・タクシー協会常陸那珂部会
公安関係		ひたちなか警察署
公共交通利用者	自治会・市民団体等	ひたちなか市自治会連合会
		NPO法人 未来ネットワークひたちなか・ま
		NPO法人 生活支援ネットワークこもれび
	学校	茨城県立勝田高等学校
	世代代表	ひたちなか市高齢者クラブ連合会
	福祉関係	ひたちなか市中心身障害者連絡協議会
	商工関係	ひたちなか商工会議所
運転者が組織する団体		茨城交通労働組合
学識経験者		茨城大学
その他会長が必要と認める者		

別表第4（第17条関係）

運賃料金部会の委員は、次表に掲げる組織又は団体等を代表する者若しくはその指名する者とし、一の組織又は団体等からの複数の委員の選任を妨げないものとする。

区分	組織・団体等名称
行政関係	ひたちなか市
	国土交通省関東運輸局茨城運輸支局
コミュニティバス 運行事業者	茨城交通株式会社
	株式会社さくら交通
公共交通利用者	会長が住民の意見を代表する者として指名する者

別表第 5（第 28 条関係）

区分	報酬額	費用弁償額
公共交通利用者の委員 及び学識経験者	日額 6,000 円	ひたちなか市の例による
上記以外の委員	無報酬	ひたちなか市の例による